証明書番号	第 K011518922 号

平成 22年 5月 11日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

大同火災海上保険株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	沖縄 301 Y 4908 PD4W-0001204	自動車の種別	自乗
保険期間	自 平成 22年 5 日 至 平成 24年 6	使用の本	
保険契約者の住所	[redacted] 4 FPO 3		
保険契約者の氏名	[redacted]		
異動事項			
管轄店名及び所在地	大同火災海 本店営業部 沖縄県那覇 TEL:(代)0 7-11		(有) 喜納モータース 6114

自賠責保険についての詳 は、 ページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(h asui.co.jp/)

注意
○内容をご確認のうえ、写真ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。
○この証明書に保険料収納済印のないものは無効です。

■自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させた 。被保険者（保険の補償を受けられる方。具体的には保有者または運転者）が損害賠償責任を負う場合の経済について保険金等をお 。（人身事故に限り 。
自家用車には、レンタカーを借りて使用する人、友人の 用する人なども

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお 。国 令により「支払基準」が定められています。

	被害の内容	支払限度（被害者1名あたり）
傷害による	治療費、休業損害、慰謝料等	最高120万円まで
		傷害障害等級 第1級 最高75万円まで ～ 第14級 最高20万円まで ※神経系統に著しい障害を残して介護が必要 に重い障害を残して介護が必要 る場合、 6,000万円まで。随時介護のとき 最高3,000万円
死亡による	葬儀費、逸失利益、慰謝料、遺族補償年金	最高3,000万円
	葬儀費、逸失利益、慰謝料、遺族補償年金	最高120万円

ご請求 ください。 それとともに必ず警察に届け てください。 被害者と加害者、自賠責保険証明書 のあらま 出てください。 の請求は、保険会社に直接出てください。 被害者からも行うことができます。請求のほか、内払請求と仮渡金の制度があります。 険金等の 必要な手続きや書類につい ましては、保険会社にご相談ください。

証明書番号	第 [redacted] 号

自動車損害賠償責任保険

平成 22年 5月 11日

保険料領収証

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）	沖縄 [redacted] [redacted]	保険料	¥11,120
保険期間	自 平成 22年 5月 11日 25か月 至 平成 24年 6月 11日 午前12時	普及啓発協力事業者	大同火災海上保険株式会社 本店営業部 沖縄県那覇市久茂地1－12－1 TEL:(代)098-867-1161

契約者 BUSH CHRLES D 様

大同火災海上保険株式会社

上記保険料を領収いたしました。

検者印	

注意
○この領収証は保険証明書の効力を有しないので必ず証明書をお受け取りください。

e-JIBAI 2009.4

Example